資料３－１

景観届出制度に係る眺望点の指定について

都市・まちづくり課

１　経過

太陽光発電施設等の建設に対して、周辺住民等から県の指導を求める事例が発生しているが、景観法および県景観条例に基づく届出制度は法的拘束力が弱く、任意の指導に留まっていた。

そこで令和元年度、景観届出制度に関して以下の３点を改善した。

(1)　太陽光発電施設について、届出の審査に用いていた内部資料を見直し、事業者向けの「景観配慮事項」として公表した。

(2)　景観影響行為に関して、①県が指定した眺望点からのシミュレーション（完成予想図）、②眺望点関係者や住民への説明の概要及び意見に対する配慮・見解、を届出添付書類として追加することを施行規則で規定した（信州ふるさとの見える（丘）は、全 63 ヶ所を眺望点に指定）

(3)　砂防法または河川法の許可を受けて行う行為は景観法の届出対象外としていたが、施行規則を改正して届出対象行為とした。

２　眺望点の指定の流れについて

(1)　眺望点は、市町村長からの申請を受け、景観審議会の意見を聴取した上で指定

(2)　景観審議会で指定に問題ないとなった場合、ホームページに眺望点の情報を公開

３　眺望点の指定について

(1)　指定数　　49 市町村　135 ヶ所

(2)　申請数　　５市町村　　13 ヶ所

一覧は（資料３－２）のとおり

参考　眺望点について

眺望点とは、地域にとって重要な景観を眺望できると知事が認める地点と定義しています。

県の要領において、眺望点の指定には以下の３点を全て満たす必要があります。

(1)　不特定多数の者が利用することができること

(2)　地域にとって重要な景観資源を眺望できること

(3)　眺望点を管理する者が明確であり、適正な管理が行われている、又は行われることが確実であること

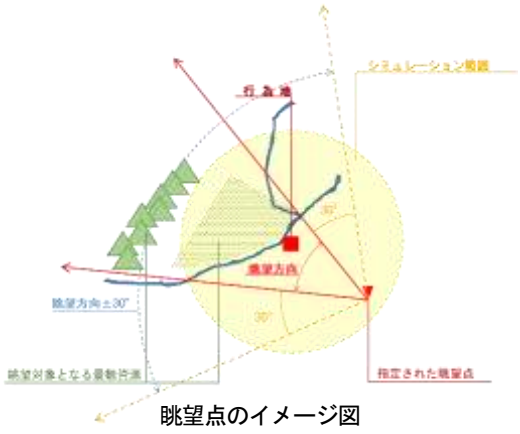

眺望点のイメージ図

4　眺望点の指定による効果

(1)　当該行為の影響を可視化されるため、より実効性のある指導が可能になる

(2)　県又は市町村として、当該地域の景観を守りたいというメッセージを発信できる

＜具体的なイメージ＞

景観届が提出された行為が
影響予測対象行為(※1)に
該当する場合

(※1)　主な景観予測対象行為	規　　模
(1) 建築物の新築、増築、改築又は移転	高さ 13m 超かつ 建築面積 1,000 ㎡超
(2) 電気供給施設等の建設等	高さ 20m 超
(3) 太陽光発電施設の建設等	太陽電池モジュールの 築造面積合計 1,000 ㎡超

通常の届出に係る書類
　①届出書
　②市町村長の意見
　③届出に添付する図書
に加えて、
　④「影響予測対象行為において追加する添付図書等 (※2)」
を提出していただきます

(※2)　添 付 図 書 等
眺望点からの完成予想図
行為地及び完成予想図を作成した**眺望点**を示した図面
眺望点関係者への説明状況について記載した報告書
行為地周辺住民等への説明状況について記載した報告書
太陽光発電施設の設置にあたっての配慮事項